

業決行ニ先テ被解雇者針生久祐ハ所轄上野警察署ノ斡旋ニヨ
 リ事業主側青沼由之助(社長秘書)文配人火原雅弘他一名ト
 會見復職スルコトニ妥協進捗シツ、アリシカ、突然ノ罷業ニ事
 業主側ハ大ニ狼狽シ、急遽解決ニ焦慮スルニ至レリ。
 所轄上野署ニ於テハコノ救會ヲ利シ更ニ九月九日午前十時
 差ヲ個々ニ招致シテ、其ノ意見ヲ聴取シ、午後一時ヨリ會見セシ
 ×斡旋ノ結果、午後十時三十分別記(一)始末書ヲ従業員ヨリ事業
 主ニ提出シ、別記(一)覺書ノ條件ヲ以テ解決セリ。
 右及中(通)報復也

別記一 覺書

株式会社伯陽軒洋貨發賣所並ニ并ニ協賛之職ニ結果左記條件を以テ此方
 満解雇ヲ見タルニ付 本問題一切ニ對シ思議無三貴書一通ヲ作成シ右一
 宛傳存スルモノトス

左 記

- 一 本件ニ關シ従業員ヨリ本社ニ對シ親狀ヲ差出スコト
- 二 本件對ニ罷シ職性者ヲ出サシムコト
- 三 式拾用以下、本條ヲ受クン従業員ニ對シ一割内カ、増俸ヲ為スコト
- 四 別率等向擇除吏ヲ登用スルモ自己兼務、別率ハ責任上擇除ヲ為スヘキコト
- 五 兼務員兼務回数ハ過勞ヲ及ブザル様ニ善処スルコト
- 六 兼務員兼務加入ニ對シテハ善処スルコト
- 七 兼務、制度ハ従業員ハ、成績ニ依リ一定ノ額ナラ概不ニテ年毎ニ田ヲ以テ
 標準トス
- 八 内勤者ニハ月二回外勤ヲ出コト
- 九 従業員ニ對シ年二回賞與共ハ月収ニ割テ以テ標準トス
- 十 兼務員ハ兼務制度ヲ遵守ス
- 十一 兼務員ハ兼務、故休ヲ考慮シ、上入社、日ヨリ兼務ノ勤後三ヶ年ニ對シ
 月俸、ニヶ年分ヲ給シ、以後ニヶ年ヲ増スルニテ月分ヲ加算スルコト

右 事業主側
 後 業 資 側

昭和二年九月九日